

## 宮崎県海外ビジネスサポートデスク（欧州）業務企画提案競技実施要領

### 1 目的

官民一体となった戦略的な海外マーケット開拓を図るため、対象地域を欧州に特化した重点的な取り組みを通じ、必要な個別支援を講じることで、販路開拓や現地進出等の促進を図り、世界の活力を取り込むことを目的とする。

### 2 主旨業務の名称

宮崎県海外ビジネスサポートデスク（欧州）業務

### 3 業務の内容

別紙「宮崎県海外ビジネスサポートデスク（欧州）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

### 4 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月24日（火）まで

### 5 委託料の上限

5,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

### 6 支払方法

精算払

### 7 委託業者の選定方法

企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技方式とする。

### 8 参加資格要件

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。  
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (3) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (4) 共同企業体で参加する場合、共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、参加することはできない。
- (5) 県税に未納がないこと。

- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者ではない者。
- (7) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

## 9 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

## 10 スケジュール

- (1) 実 施 公 告 令和 7 年 4 月 18 日（金）予定
- (2) 質 問 書 締 切 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時まで
- (3) 企画提案競技参加申込 令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時まで
- (4) 企画書等提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時まで
- (5) プレゼンテーション 令和 7 年 5 月 12 日（月）
- ① 場所 宮崎県庁 8 号館 4 階 第 1 会議室（宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号）  
※ オンラインでの参加も可とする（Microsoft Teams を使用）。
- ② 時間 企画提案競技参加者へ後日連絡
- (6) 選定結果通知 令和 7 年 5 月中旬予定

## 11 企画提案競技の方法

- (1) 質問及び回答
- ① 提出方法 電子メール又は F A X とし、電話にて到着の確認をすること。  
また、**質問書（様式第 2 号）**を用いること。
- ② 提出場所 本要領 17 の書類提出先まで
- ③ 提出期限 **令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時まで**
- ④ 回答期限 質問者に対し質問受付日より原則 3 日以内（土日祭日を除く）に回答する。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。
- (2) 企画提案競技参加申込について
- ① 提出場所 本要領 17 の書類提出先まで
- ② 申込期限 **令和 7 年 5 月 2 日（金）午後 5 時まで**
- ③ 申込方法 電子メール又は F A X にて、**企画提案競技参加申込書（様式第 1 号）**を提出すること。
- (3) 企画書の提出
- ① 提出資料  
下記のア～ケまでを 1 セットとし、これを企画書と呼ぶ。  
各社の提案は 1 社 1 案とする。
- ア 企画提案競技参加申請書（様式第 3 号）：原本 1 部
- イ （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（様式第 4 号）：原本 1 部
- ウ 使用印鑑届出書（様式第 5 号）：原本 1 部

- エ (代理人を選定した場合) 委任状(様式第6号) : 原本1部
- オ 会社概要(様式第7号) : 原本1部、コピー6部
- カ 企画提案書(A4版) : 原本1部、コピー6部
- (ア) 全体コンセプト
- (イ) 業務構成概要
- (ウ) 業務実施イメージ等
- (エ) 事業計画書
- (オ) スタッフ体制
- キ 見積書及び見積明細書 : 原本1部、コピー6部
- (ア) 各業務の積算内容が分かるように記載すること。
- (イ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。
- (ウ) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ク 業務実績(既存のもの及び過去5年以内の地方公共団体との契約実績またはこの委託業務と同種、同規模以上の業務実績) : 原本1部、コピー6部
- ケ 誓約書(様式第8号) : 原本1部、コピー6部

## ② 提出方法

- ア 提出場所 本要領17の書類提出先まで
- イ 提出期限 **令和7年5月9日(金) 午後5時まで(必着)**
- ウ 提出方法 持参又は送付とする。
- 送付する場合、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。

## ③ 作成に当たっての留意事項

- ア 応募する企画書は1案に限る。
- イ 提出後における企画書の再提出、差替えは一切認めない。
- ウ 企画書は次のとおりとする。
- ・ 原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること(A3判の使用はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、横折込とする。)
  - ・ 両面印刷とする(用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。)。ただし、構成上必要な部分においては片面でもよい。
  - ・ 表紙、目次(添付書類一覧表を含む)を付け、ページ下にはページ番号をふること。
- エ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
- なお、企画提案者の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

## 12 審査について

企画書及び提案者からのプレゼンテーションによる企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり、最も優れた提案を選定する。

### (1) 日 時 **令和7年5月12日(月)**

- ※ 具体的な時間割については、参加者毎に別途連絡する。
- ※ 日時は、参加者の数等により変更する場合がある。

### (2) 場 所 宮崎県庁 8号館4階 第1会議室(宮崎市橘通東2丁目10番1号)

- ※ オンラインでの参加も可とする(Microsoft Teamsを使用)。

### (3) 説明時間等

- ① 説明時間 20分以内
- ② 質疑 10分以内
- ③ 入替時間 5分以内

### (4) 実施方法

- ① プレゼンテーションは、企画提案競技参加申込書の受付順とする。
- ② 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。
- ③ 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。
- ④ 審査会場の入場者は原則1提案者当たり3名以内とし、主たる説明者を1名、それを補佐する者を2名以内とする。
- ⑤ 審査基準は、「宮崎県海外ビジネスサポートデスク（欧州）業務」企画提案競技審査基準書による。
- ⑥ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

### (5) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、令和7年5月中旬に企画提案競技参加者に対し、電子メールにより通知する。

## 13 契約の締結等

- (1) 決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。その際、企画提案の内容は、協議のうえ変更する場合がある。
- (2) 決定した候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 契約手続に要する費用は、候補者負担とする。

## 14 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 15 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、その企画提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者、又は候補者決定までに上記3の要件を満たさなくなった者
- (2) 企画書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 所定の日時及び場所に企画書を提出しなかった者
- (5) 2人以上の代理人をした者
- (6) 見積書の金額、氏名、印影、重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者
- (7) その他無効とするに足る事実が明らかになった場合

## 16 その他

- (1) 提出された資料は返還しない。
- (2) 企画提案競技に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については県と候補者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書の提出を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則及び物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則（平成7年宮崎県規則第69条）による。

## 17 書類提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局 国際・経済交流課（物産・海外展開担当）

電 話 0985-26-7113

FAX 0985-26-7327

E-mail kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp